

# 地域緑のまちづくり事業における土地取得について

## (趣旨)

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の緑をつくる分野において「地域緑のまちづくり事業」を実施しておりますが、この事業の一貫として、地域住民の発意に基づく緑被率に寄与する緑化地の土地取得を横浜みどり税により実施したく、ご意見を伺うものです。

## 1 「地域緑のまちづくり事業」（みどり税充当事業）の概要

地域にふさわしい緑化を地域住民主体で進める事業です。地域が緑化推進団体を結成して「地域緑化計画」を策定し※1市と協定を結びます。その後、計画に基づいて、土地所有者の協力を得ながら、地域住民は民有地緑化※2、市は公共施設緑化※3を実施する事業です。

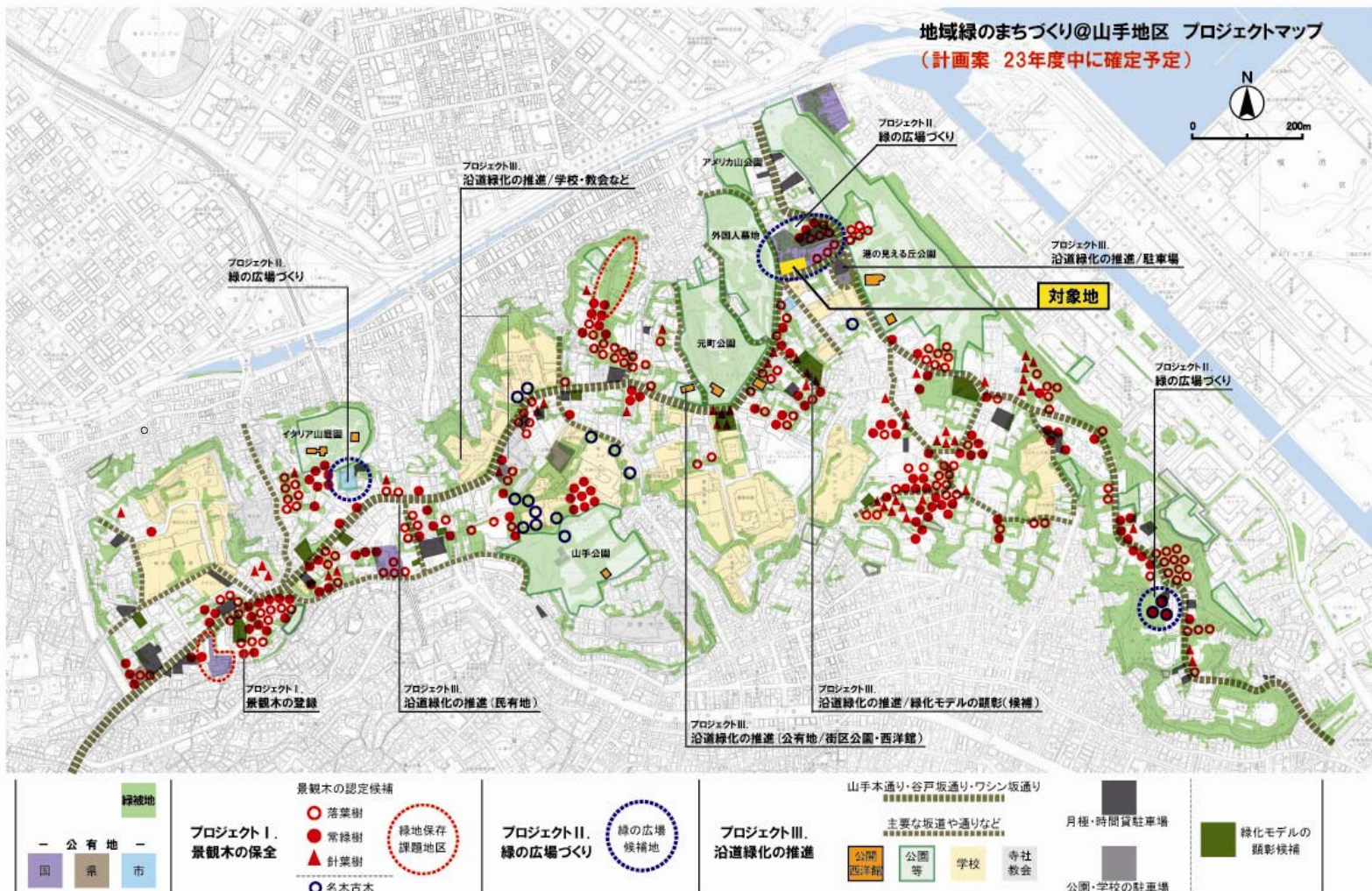
(現在 12 地区で実施中)

地域緑のまちづくり事業	※1地域緑化計画策定事業
	↓【協定締結手続き】
	※2民有地地域緑化助成事業 ※3公共施設地域緑化事業

## 2 山手地区での状況

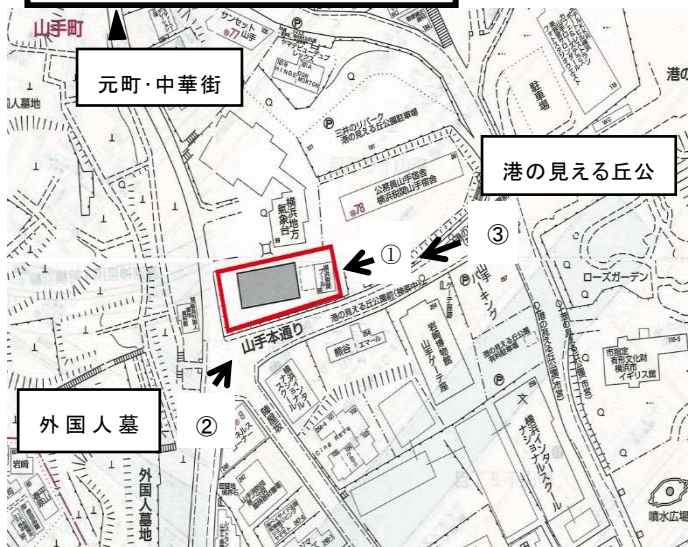
中区山手地区では、地域住民が平成 21 年から山手町の 16ha を対象に「地域緑のまちづくり事業」に取り組んでおり、約 2 か年の議論を経て地域緑化計画を策定し、現在、市と協定を結ぶ事務手続きを行っています。

この地域緑化計画において、地区内にある国有地を地域住民が緑化を行い緑の活動を行う場・交流の場となる「緑の広場」として位置付けています。



しかしながら、当該地は昨年、国による土地売却の意向が示され、地域緑のまちづくり事業では、土地取得の手法がなく対応ができない状況であることから、地域住民から緑地公園としての公的利用を求める、陳情、署名が出されている状況です。

### 対象地（面積 1,069 m<sup>2</sup>）



## 3 環境創造審議会の答申

平成 23 年度に実施した横浜市環境創造審議会「市街地におけるみどりの創造のあり方」・「これからの環境行政のあり方」の答申等において、

「象徴的なみどりを市民運動により積極的に展開すること」、

「横浜みどり税を活用した市街地でのわかりやすい緑の創造を積極的に展開していくこと」が求められています。

## 4 横浜みどり税による土地取得の考え方

これまで横浜みどり税による土地取得については、確実な緑の保全につなげることを目的に、次の考え方で実施してきました。

分野	対象地の考え方	対応施策等
樹林地を まもる	特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に指定された樹林地において、土地所有者に不測の事態が発生し、持ち続けることが困難な場合などで、市への買取り希望があった樹林地	緑地保全制度による 地区指定拡大と買取り (H22 末:26.8ha)
農地を まもる	土地所有者に不測の事態が発生し、農地を手放さざるを得ない場合などで、市への買取り希望があり、市民農園用地として適した農地	市民農園用地取得事業 (H22 末:0.3 ha)

## 5 地域緑のまちづくり事業による土地取得について

今回、山手地区での事業の状況及び環境創造審議会の答申を踏まえ、確実な緑の創造を目的に次の考え方で土地の取得を実施したいと考えております。

分野	対象地の考え方（項目全てに該当）	対応施策等
緑をつくる	① 緑の少ない都心区において、地域住民が「地域緑のまちづくり事業」で新たに緑化を位置付けた土地で、緑化により緑被率に寄与する土地 ② 土地利用の転換に際し、地域から取得要望がある土地 ③ 横浜市がまちづくりの上で緑化地として特に取得が必要であるとした土地	地域緑のまちづくり 事業

### ※取得に当たっての手續及び留意事項

- ア 緑化地の取得に当たっては、予算の市会議決を得るとともに、横浜みどりアップ計画市民推進会議の意見を伺います。
- イ 国費など横浜みどり税以外の財源確保に努めます。
- ウ 緑被率に寄与する公有の緑地として、恒久的に維持管理を行うとともに、地域住民に愛護会等を結成いただき、維持管理の協力を得ます。（方針決裁文書等に明記）
- エ 緑化後、横浜みどり税で取得した事を記載した銘板を現地に設置します。

## ■緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告 平成 20 年 8 月 横浜市税制研究会 （抜粋）

### (1)新税の使途

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(素案)において、新規・拡充施策として多くの施策が掲げられているが、新税の使途としては、市民に広く薄く負担を求める市民税均等割超過課税という手法に適したものを選ぶ必要がある。

**使途としては、まず、より確実な緑の保全・創造につながるものを選定することが望ましい。**例えば、土地所有者が樹林地や農地を持ち続けることができるように支援策を講じることも非常に重要であるが、支援を行った結果、必ずしも恒久的に当該樹林地等が保全されないとすると、超過課税の目的が果たせないこととなる。

買い取りは、所有権が市に移転することで、市民が樹林地等のオーナーとして位置づけられることとなり、この点からも、均等割の超過課税に係る税収の使途として相応しいと考えられる。

ただし、土地所有者に対する支援に充てる場合でも、緑地保全制度等によって保全措置が講じられ、いざという場合に公有地となるのであれば、恒久性が担保されることとなる。

このように見てみると、緑の多くが民有樹林地等に依存している中で、広く市民がその維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる。

また、**市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進**や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど**広く市民参画につながるような取り組みに充てていくことも、超過課税の趣旨にかなうもの**と考えられる。

一方で、個人の所得保障や特定産業の個別支援につながるものは、市民の共有財産に即座につながるものではないことから、広く市民に負担を求める市民税均等割超過課税の趣旨からすると、新税の使途としては、市民の理解がえられにくいのではないかと考えられる。**各事業の必要性や効果の範囲等について、十分市民理解をえるよう努めるとともに、こうした市民の意向にも配慮した対応が必要**となろう。